

由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金交付要綱

平成26年4月1日

告示第47号

改正平成26年8月12日告示第98号

改正平成27年4月1日告示第27号

改正平成28年3月31日告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市にある空き家の有効活用による定住促進を図るため、予算の定めるところにより、由布市定住促進住宅情報に登録された空き家の売買及び賃貸借契約に要する費用に対し、由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱（平成20年訓令第109号）第4条第2項により由布市に住宅情報を登録された物件をいう。
- (2) 所有者等 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) 利用者等 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱第7条第2項による登録を受けた者又はその三親等以内の親族をいう。
- (4) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

(助成対象経費)

第3条 所有者等と利用者等との間で売買又は賃貸借契約が成立した際に、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額とする。

(助成対象者)

第4条 この要綱の規定による助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 仲介手数料を支払った所有者等及び利用者等
- (2) 過去にこの制度による助成を受けたことのない者

(助成金額)

第5条 この要綱に規定する助成金の額は、50,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申

請書」という。)に次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて、仲介手数料の支払いが完了した日の属する年度の末日までに当該申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
 - (2) 請求書等仲介手数料の額がわかる書類の写し
 - (3) 領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、助成金の交付を決定したときは、由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 申請者は、前条の規定による決定通知を受けたときは、由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の請求があったときは、申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、申請者がこの要綱に違反し、又は虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、申請者から助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。